

## 施工体制台帳作成義務の改正について

建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）により、発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結する場合には、下請金額にかかわらず施工体制台帳の作成等が義務づけられることとなりました。

本市では、従来下請金額の総額が3,000万円（建築一式：4,500万円）以上となる場合に作成を義務付けていましたが、下請契約を締結する全ての公共工事に施工体制台帳の作成を義務付けることといたします。

### 1. 運用開始日

平成27年4月1日以降に契約を行う建設工事案件から運用を開始する。